

○近江八幡市立幼稚園保育料徴収規則

平成26年10月1日

規則第41号

改正 平成27年3月20日規則第11号

平成28年7月5日規則第42号

(趣旨)

第1条 この規則は、近江八幡市立幼稚園条例（平成22年近江八幡市条例第112号。以下「条例」という。）第3条及び第4条の規定に基づき、園児の扶養義務者（民法（明治29年法律第89号）第877条に規定する者をいう。以下同じ。）から徴収する保育料の額の決定及び徴収等について必要な事項を定めるものとする。

(保育料の額の決定及び通知)

第2条 市長は、幼稚園長が入園許可をした園児の扶養義務者に対し、保育料の額を決定し、通知するものとする。その額に変更があったときもまた同様とする。

(保育料の額)

第3条 保育料の額は、別表第1に定める園児の属する世帯の階層区分に応じ、同表に定める額とする。

(階層区分の認定)

第4条 前条に規定する園児の属する世帯の階層区分の認定については、園児と同一の世帯に属して生計を一にしている父母（生計の主たる収入を得ている者が父母以外の扶養義務者である場合は、その扶養義務者）の全ての者について行い、それらの者の当該年度の初日に属する年の市民税又は前年の市民税額の合計額について行うものとする。

2 前項に規定する税額が確定していない場合には、別に定める階層区分により保育料の額を定める。

(保育料の徴収)

第5条 市長は、第3条の規定による保育料を口座振替又は納付書により、扶養義務者から毎月の月末までに納入させることによって徴収するものとする。ただし、月末が金融機関の休業日に当たる場合は、その翌日をもって納入期限とする。

(保育料の還付等)

第6条 市長は、過誤納に係る保育料（以下「過誤納金」という。）がある場合は、速やかに当該納入者に通知するものとする。

- 2 前項の通知を受けた者又は既納の保育料のうちに過誤納金があることを発見した者は、当該年度の終了までに過誤納金の還付を請求することができる。
- 3 第1項の規定による過誤納金を還付する場合において、その還付を受けるべき者に保育料の未納入のものがあるときは、同項の規定にかかわらず、過誤納金をこれに充当するものとし、充当した場合は、速やかに当該還付を受けるべき者に通知するものとする。
- 4 過誤納金の還付方法は、現金又は口座振込とする。

(保育料の減免)

第7条 保育料の減免は、別表第2に定める基準に基づき行うものとする。

- 2 保育料の減免を受けようとする園児の扶養義務者は、保育料等減免申請書（別記様式第1号。以下「申請書」という。）に別表第2に定める添付書類を添えて、市長に提出しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、別表第2の区分2（2）の世帯であって、児童扶養手当受給者は、申請書及び添付書類を省略することができる。
- 4 市長は、第2項に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、減免の適否を決定し、その旨を保育料減免決定通知書（別記様式第2号）により通知しなければならない。
- 5 市長は、保育料を減免する必要がなくなったと認めたときは、直ちに当該保育料の減免を停止しなければならない。

(平28規則42・一部改正)

(督促)

第8条 扶養義務者が第5条に規定する納入期限までに保育料を納入しないときは、市長は、期限を指定して督促を行うことができる。

- 2 市長は、前項の規定による督促を受けた者がその指定の期限までに保育料を納入しないときは、幼稚園長に対して園児の退園を命ずるよう通知することができるも

のとする。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか保育料の額の決定及び徴収等について必要な事項は、別に市長が定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の施行の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、条例第3条及び第4条の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、なお従前の例による。

(保育料の額の特例)

3 第3条の規定の適用については、平成28年3月31日までに限り、別表第1中「11、000円」を「8、500円」、「13、800円」を「9、900円」とし、平成28年4月1日から平成29年3月31日までに限り、同表中「11、000円」を「9、800円」、「13、800円」を「11、900円」とする。

付 則（平成27年規則第11号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成28年規則第42号）

この規則は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

別表第1（第3条関係）

(平27規則11・平28規則42・一部改正)

幼稚園保育料基準額表

各月初日の在籍園児の属する世帯の階層区分		保育料基準額（月額）
階層区分	定義	
1	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦	0円

	人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国 残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する 法律（平成6年法律第30号）による支援給付受 給世帯	
2	市民税非課税世帯及び市民税均等割の額のみ（所 得割の額のない）世帯	2, 100円
3	市民税所得割額77, 100円以下の世帯	6, 300円
4	市民税所得割額211, 200円以下の世帯	11, 000円
5	市民税所得割額211, 201円以上の世帯	13, 800円

備考

- この表の2階層における「均等割の額」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、2階層から5階層における「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第292条第1項第1号に同法第314条の7、第314条の8、第314条の9、同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。）の額をいう。なお、同法第323条に規定する市民税の減免があった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。
- 園児がいる世帯であって、かつ、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第22条第1号から第6号までに掲げる者が属するものである場合における3階層の徴収基準額は、次の表により得られた額とする。

3階層	保育料基準額表に定める額×0.5
(注) 10円未満の端数は切り捨てる。	

- 2階層から5階層までに属する世帯であって、同一の世帯のうち、幼稚園（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定するものをいう。）、保育所（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定するものをいう。）、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な

提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定するものをいう。）、家庭的保育事業等（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の第2項に規定する事業等をいう。以下同じ。）、特別支援学校幼稚部若しくは情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童発達支援及び医療型児童発達支援を利用している就学前児童の兄若しくは姉を有する園児若しくは小学校1年生から3年生までの就学年齢と同一年齢の児童の兄若しくは姉を有する園児は、次表により計算して得た額をその園児の徴収の金額とする。

① 1人兄又は姉を有する園児	保育料基準額表に定める額×0.5
② 2人以上兄又は姉を有する園児	0円
(注) 10円未満の端数を生じた場合は切り捨てる。	

4 特定被監護者等（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第14条の2第1項に規定する特定被監護者等をいう。以下同じ。）が2人以上いる世帯で、3階層のものである場合における徴収基準額は、備考3の規定にかかわらず、次の表により得られた額とする。

1人目（特定被監護者等のうち、年齢が1番目に高い者であって、園児であるものをいう。）	保育料基準額表に定める額
2人目（特定被監護者等のうち、年齢が2番目に高い者であって、園児であるものをいう。）	保育料基準額表に定める額×0.5
3人目以降（特定被監護者等のうち、年齢が3番目に高い者又はその者より年齢が低い者であって、園児であるものをいう。）	無料
(注) 10円未満の端数は切り捨てる。	

5 備考2の規定の適用を受ける3階層の世帯であって、特定被監護者等が2人以上いるものの2人目以降（特定被監護者等のうち、年齢が2番目に高い者又はその者より年齢が低い者であって、園児であるものをいう。）に係る徴収基準額は、備考2から備考4までの規定にかかわらず、無料とする。

6 備考3及び備考4の規定にかかわらず、特定被監護者等が3人以上いる場合であって、かつ、市町村民税所得割の額が97,000円未満の場合の第3子以降の子どもの利用者負担の月額は、0円とする。

別表第2（第7条関係）

（平28規則42・一部改正）

保育料減免基準

区分		減免額	添付書類等	
1 所得の変動に伴うもの	当該年の収入が、病気、事故、同居等の家族の介護、会社の倒産等により大幅に減少した世帯	① 当該世帯の収入が皆無となることが見込まれる場合	決定された保育料と2階層の保育料の差額 収入がない(大幅に減収した)ことを証明する書類	
		② 2階層以上で当該世帯の収入が2分の1以下になることが見込まれる場合		決定された保育料の20%
2 生活の変動によるもの	(1) 園児が病気等で長期的に休むと見込まれる場合	全額免除（減免は月単位）	診断書	
	(2) 母（父）子世帯	2階層に認定された場合		全額免除
	(3) 障がい児（者）のいる世帯	① 2階層に認定された場合	全額免除	身体障害者手帳、精神障害者手帳 又は療育手帳の写しその他証明できる書類
		② 3階層に認定された場合	決定された保育料の15% 世帯	
(4) その他の世帯	① 2階層に認定された場合	全額免除	困窮していることを証明する書	

				類
3 不慮の災害によるもの	震災、風水害、火災等これに類する災害を受けた世帯	住居が全壊、全焼、流出、埋没した場合	全額免除	り災証明
		住居が大規模半壊した場合	決定した保育料の50%	

備考

- 1 この表における区分は下記のとおり定める。
 - (1) 母子世帯及び父子世帯 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に規定する配偶者のない女子及び男子で現に園児を扶養しているものの世帯をいう。
 - (2) 障がい児（者）のいる世帯 次に掲げる児（者）を有する世帯をいう。
 - ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者
 - イ 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に定める療育手帳の交付を受けた者
 - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
 - エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者
 - (3) その他の世帯 保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市長が認めた世帯をいう
- 2 減免期間については、区分1においては減免決定日から当該年度の6月間、その他は当該年度の年度末日を限度とする。
- 3 複数の事由にわたって該当する場合には、減免額の多い事由を1つ選択して減免するものとする。
- 4 当該世帯の収入とは、父、母、祖父、祖母等の中で、保育料の算定に用いた

者の収入の合計をいう。

- 5 区分2（1）における欠席の期間が、1月未満の場合は減免しないものとする。

別記様式第1号（第7条関係）

保育料減免申請書

年 月 日

近江八幡市長 様

保護者 住所

氏名

印

近江八幡市立幼稚園保育料徴収規則第7条の規定に基づき、保育料の減免を申請します。

なお、申請書提出以後に家庭状況等に変化が生じた場合は、直ちに申し出ます。

記

園児氏名	
園児の生年月日 (年齢)	年 月 日生 歳児
園名	
減免理由	
添付書類	
備考	

別記様式第2号（第7条関係）

年 月 日

様

近江八幡市長

保育料減免決定通知書

年 月 日付で申請のありました幼稚園保育料の減免については、近江八幡市立幼稚園保育料徴収規則第7条に基づき、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

- 園児氏名 (園名)
- 決定内容 承認 不承認
- 減免額 年額 円
- 減免の方法
- 承認しない理由

備考

- この減免を受けるに至った事由に変更が生じた場合は、速やかにその旨を届け出てください。
- 行政不服審査法等に基づく教示

近江八幡市行政不服審査法及び行政事件訴訟法の規定に基づく教示文の標準を定める規則（平成22年近江八幡市規則第10号）第2条第1号該当

別記様式第 1 号 (第 7 条関係)

別記様式第 2 号 (第 7 条関係)